

投資信託説明書(交付目論見書)



NISA(成長投資枠)の対象ファンドです。

※販売会社によっては、お取扱いが異なる場合があります。

iFreeETF JPXプライム150

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

使用開始日：2025年1月7日

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

三菱UFJ信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00（営業日のみ）

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象 インデックス
追加型	国内	株式	ETF	インデックス型	株式 一般	年2回	日本	その他 (JPXプライム 150指数 (配当込み))

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名	大和アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月12日
資 本 金	414億24百万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	31兆9,592億66百万円
	(2024年10月末現在)

- 本文書により行なう「iFreeETF JPXプライム150」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年1月6日に関東財務局長に提出しており、2025年1月7日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。

ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「JPXプライム150指数（配当込み）」（以下「対象株価指数」という場合があります。）の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に投資します。

- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

JPXプライム150指数について

- ◆ 東証プライム市場に上場する時価総額上位銘柄を対象に、財務実績に基づく「資本収益性」と将来情報や非財務情報も織り込まれた「市場評価」という、価値創造を測る2つの観点から選定される計150銘柄で構成された株価指数です。
- ◆ 浮動株ベースの時価総額加重方式で算出されます。
- ◆ 2023年5月26日を基点（1,000）とし、2023年7月3日より算出・公表されています。

2

当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - ・売買単位は、1口単位です。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。

- 追加設定は、株式により行ないます。
 - ・追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（「JPXプライム150指数（配当込み）」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
 - ・原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。

- 受益権を株式と交換することができます。
 - ・受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込みことができます。
 - ・解約申込により受益権を換金することはできません。

- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
 - ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年4月10日および10月10日です。

（注）第1計算期間は、2024年4月10日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

- ① 配当込みJPXプライム150指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ② JPXは、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止または同指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③ JPXは、同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤ 本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥ JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦ JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

追加的記載事項

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「JPXプライム150指数（配当込み）」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
- (f) 株式および株価指数先物取引（株価指数先物取引を利用した場合）の最低取引単位の影響
- (g) 株式および株価指数先物取引（株価指数先物取引を利用した場合）の流動性低下時における売買対応の影響
- (h) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (i) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉



株 価 の 変 動
(価格変動リスク・
信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

そ の 他

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

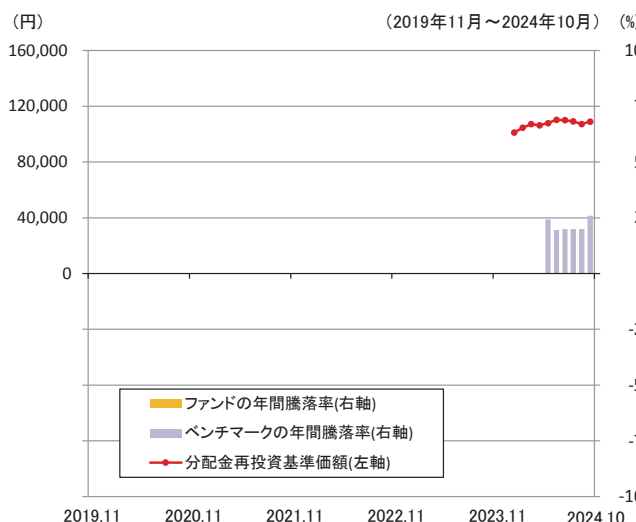
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

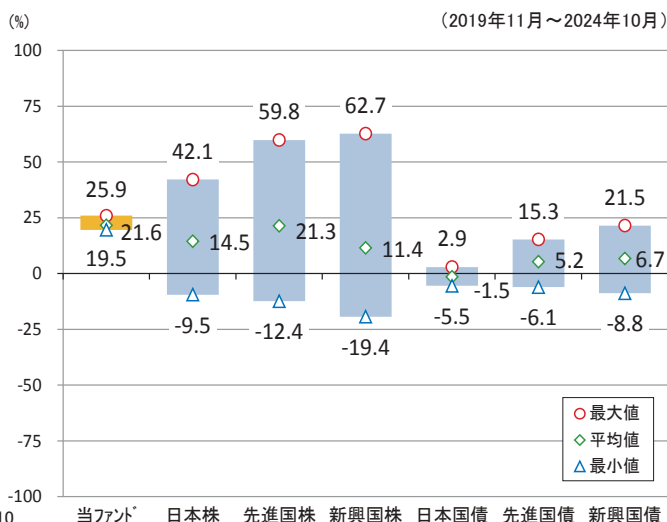
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間ににおける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。〔<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>〕●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

● iFreeETF JPXプライム150

2024年10月31日現在

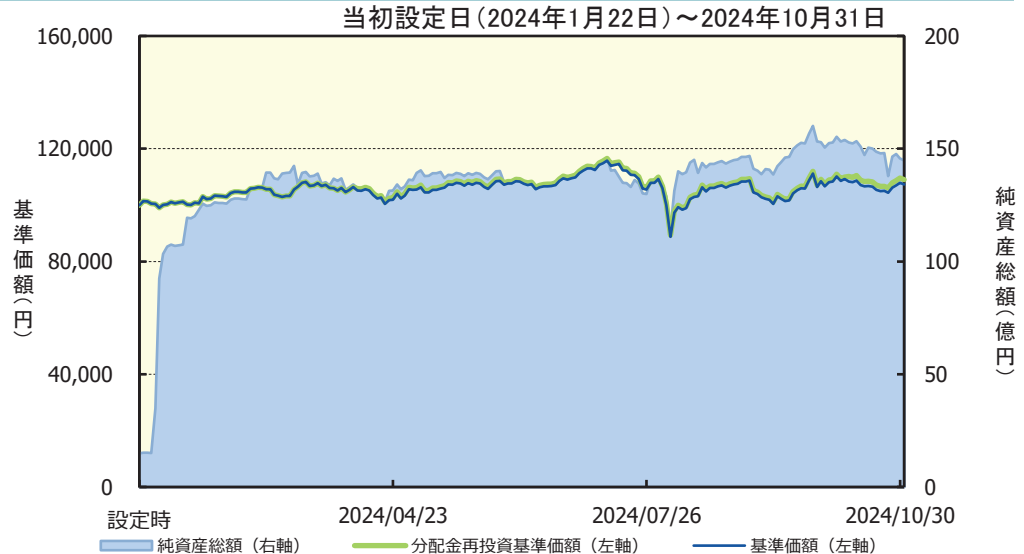
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	107,307円
純資産総額	144億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.8%
3カ月間	-0.8%
6カ月間	2.5%
1年間	-
3年間	-
5年間	-
設定来	9.0%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(100口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 1,700円

設定来分配金合計額: 1,700円

決算期	第1期 24年4月	第2期 24年10月									
分配金	700円	1,000円									

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

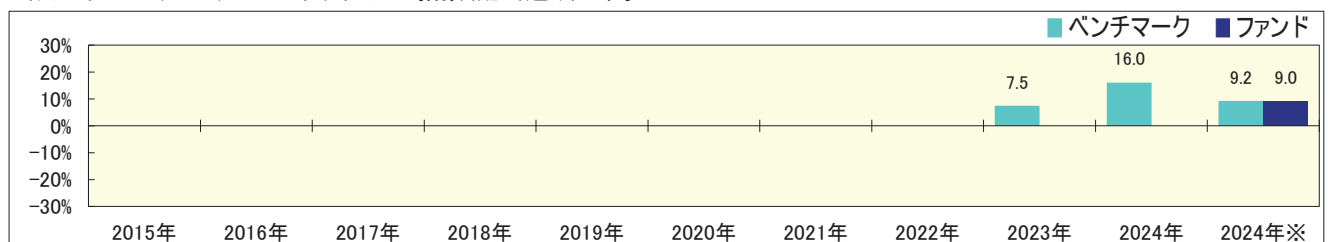
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	150	99.1%	電気機器	24.4%	トヨタ自動車	輸送用機器	6.0%
国内株式先物	1	0.9%	情報・通信業	9.5%	日立	電気機器	4.3%
不動産投資信託等	-	-	卸売業	9.3%	ソニーグループ	電気機器	4.0%
コール・ローン、その他	-	0.9%	輸送用機器	8.3%	リクルートホールディングス	サービス業	3.2%
合計	151	-	機械	6.1%	キーエンス	電気機器	3.0%
株式 市場・上場別構成		比率	化学	5.6%	三菱商事	卸売業	2.4%
東証プライム市場		99.1%	サービス業	5.5%	伊藤忠	卸売業	2.3%
東証スタンダード市場		-	医薬品	5.5%	東京海上HD	保険業	2.3%
東証グロース市場		-	小売業	4.1%	信越化学	化学	2.2%
地方市場・その他		-	その他	20.8%	任天堂	その他製品	2.2%
合計		99.1%	合計	99.1%	合計		31.9%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはJPX プライム150 指数(配当込み)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2023年はベンチマークの起算日(5月26日)から年末、2024年は10月31日まで、2024年※は設定日(1月22日)から10月31日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

 購入時	取 得 単 位	「取得時のバスケット」を単位とします。 「取得時のバスケット」…対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの。 〈取得時のバスケット〉1単位当たりの取得口数 取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるもの。
	取 得 時 の バ ス ケ ッ ト の 決 定 な ど	●委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。 ●委託会社は、原則として、取得時のバスケットを、取得申込可能日の毎日、インターネット・サイト〔https://www.daiwa-am.co.jp/etf/〕に掲示します。
	取 得 価 額	取得申込受付日の基準価額（100口当たり）
	取 得 方 法	追加設定は株式により行ないます。
	取 得 代 金	－
	解 約 申 込	解約申込により換金することはできません。
 交換時	交 換 申 込	受益権と株式との交換ができます。
	交 換 単 位	委託会社が定める一定口数の整数倍
	交 換 価 額	交換申込受付日の基準価額（100口当たり）
	交 換 代 金	－
 申込について	申 込 受 付 中 止 日	〈取得申込の受付の停止〉 ※次の1. から3. までは該当する場合であっても、委託会社の判断により、取得申込を受付けることがあります。 - 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日 - 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 - 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） - 前1. から前3. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈交換申込の受付の停止〉 ※次の1. または2. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、交換申込を受付けることがあります。 - 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 - 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） - 前1. または前2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	申 込 締 切 時 間	委託会社が別に定める時限まで
	取 得 の 申 込 期 間	2025年1月7日から2025年7月3日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換 金 制 限	－
	取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込みの受付の中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。

手続・手数料等



その他

信 託 期 間	無期限（2024年1月22日当初設定）
繰 上 償 還	●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・当初設定日から3年を経過した日以降において受益権の口数が300万口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年4月10日および10月10日 (注) 第1計算期間は、2024年4月10日までとします。
収 益 分 配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信 託 金 の 限 度 額	1兆円に相当する株券および金銭
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ（ https://www.daiwa-am.co.jp/ ）に掲載します。
運 用 報 告 書	－
課 税 関 係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用があります。特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2024年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
取得時手数料	販売会社が定めるものとします。	取得時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。	
信託財産留保額	ありません。	—	
交換時手数料	販売会社が定めるものとします。	受益権の交換に関する事務等の対価です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、次のイ. の額にロ. の額を加算して得た額	運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。	
	イ. 信託財産の純資産総額に年率0.165％（税抜0.15％）以内（提出日現在は、 年率0.165％（税抜0.15％） ）を乗じて得た額	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。	
	ロ. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品賃料に55％（税抜50％）以内の率（提出日現在は、55％（税抜50％））を乗じて得た額		
委託会社	配分については、 下記参照	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。	
受託会社			
	〈運用管理費用の配分〉（今後、変更されることがあります。）		委託会社
	イ. の額（税抜）（注1）		年率0.13％
	ロ. の額（ロ. の総額に対する比率で表示しています。）		50％
その他の費用・ 手数料	(注2)	●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。	
		●受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料（商標使用料）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。	

(注1)「運用管理費用の配分」(イ. の額) には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※取得時手数料・交換時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
売 却 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 売却時の差益 (譲渡益) に対して20.315%
交 換 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 交換時の差益 (譲渡益) に対して20.315%
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management